

千葉県報

号外
令和7年9月26日

号外第86号

千葉県報

令和7年9月26日（金曜日）

主要目次

- 千葉県組織規程の一部を改正する規則
- 千葉県組織規程の一部を改正する訓令

規則

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第七十号

千葉県組織規程の一部を改正する規則

千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。
第十四条水産課の部第十八号中「令和二年法律第七十九号」の下に「。漁業資源課において所掌するものを除く。」を加え、同条漁業資源課の部第十号中「及び漁業法」を「。漁業法」に、「等の」を「。特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（うなぎ稚魚に関する）に限る。」等の」に改める。

附則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

訓令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十四号

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一水産課の項第十号中「こと（）」の下に「漁業資源課及び」を加え、同表漁業資源課の項に次の一号を加える。

本庁
出先機関

七 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に関する
こと（うなぎ稚魚に関するもの）に限り、水産事務所において所掌するもの
を除く。）。

イ 第七条の規定による
勧告及び命令
に関すること。

イ 第三条第二項の
規定による通知に
関すること。

ロ 第十二条第一項
の規定による立入
検査等に関するこ
と。

別表第一住宅課の項第八号課長専決事項の欄ヨ中「第六十七条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同欄中ヨをタとし、同欄カ中「第六十六条」を「第六十七条」に改め、同欄中カをヨとし、同欄ワ中「第五十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同欄中ワをカとし、トからルまでをチからヲまでとし、への次に次のように加える。

ト 第十九条の二の規定による目的外使用の承認に関すること。

別表第一住宅課の項第十号副知事専決事項の欄ロ中「第五十条」を「第七十条」に改め、同号課長専決事項の欄チ中「第四十九条」を「第六十九条」に改め、同欄中チをカとし、トの次に次のように加える。

チ 第四十条第一項の規定による計画の認定に関すること。

リ 第四十四条第一項の規定による計画の変更の認定に関すること。

ヌ 第四十五条の規定による地位の承継の承認に関すること。

ル 第五十条の規定による目的外使用の承認に関すること。

ヲ 第五十四条の規定による立入検査に関すること。

ワ 第五十六条の規定による計画の認定の取消しに関すること。

別表第一の四住宅課の項第五号ル中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同号ヲ中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同項第七号ニ中「第四十条」を「第五十九条第一項」に改め、同号に次のように加える。

ホ 第六十一条第一項の規定による変更の認可に関すること。

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表第一水産課の項及び漁業資源課の項の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八